

次に筆者は本村の學童に就て簡単な精神検査をしたので其の結果に就て一言しやう。本村には國民學校が二校あるが其の内の一校に就て學業成績を参考にしながら検査を行つた。此の學校は村の學童の大部分を收容し男一七〇名、女一六九名であつて、此の内最劣等兒童(精神薄弱と認め得るもの)は男子一名(六・五%)、女子三名(一・八%)、男女合計一四名(四・一%)であつた。之は吉益・喜田兩氏が東京市學童に就て調査した精神薄弱兒童率二・二九%に比較して著しく高率である。尙、内村教授は八丈島學童中の最劣等兒童に就き三・六%の數字を擧げて居られる。又、本校には以上の他性格異常者が三名あつた。(内二名は同胞で分裂病質と認め得るものである。)

以上本調査の内の一齊調査としての成績に就て述べたのであるが、此の調査の本來の目的たる家系調査の方は未だ整理中なので次回に譲ることとする。

#### 引用文獻

- (一) 高麗郷由來 高麗神社社務所
- (二) 内村他七名 精神神經學雜誌 四四ノ一〇
- (三) Schulz, B., Methodik der Medizinischen Erbforschung
- (四) 厚生省豫防局優生課資料
- (五) Brugger, C., Z. Neur. 118; 133; 145; 146
- (六) Strömgren, E., Beiträge zur psychiatrischen Erblehre. Kopenhagen, 1938
- (七) 吉益・喜田 民族衛生 八ノ二

## ナチス轉業對策について

——「勞働配置」政策を中心として——

雪 山 慶 正

### 一、序 説

轉業問題は、戰爭の進展とともに益々緊迫性を示し、緊急の解決を要請され來つたやうである。だいたい、轉業問題は、現在主として、中小商工業者の轉業を中心として展開されてゐる。そして、その解決も、一時的應急的な救済策に限定されて、統一的な、勞働力再編成計畫の下に合理的計畫的に行はれてゐるとは見られないのである。

現在の轉業問題は、改めていふまでもなく、日本經濟の戰時體制への編成替への過程の、勞働市場への反映に他ならない。それは、平時に於ける經濟の自然的フルクチュエーションによる景氣的現象ではなく、そのもつづくところは更に深く、經濟の構造變動過程に根ざしてゐる。戰爭目的を完遂するため、東亞共榮圈を確立するために、輕工業を中心とする舊來の經濟體制は重工業を中心とする高度國防國家體制へと、強力的な編成替へを促されてゐる。更に、國際的政治的對立は、國際貿易關係の紐帶を切斷し、アウトアルキーへの傾向はますます強化されて來てゐる。このやうな經濟の體制的な變革が、とくに現在進行してゐるやうに、國權力の發動の下に、急激に、大規模に遂行される場合、その間に種々の摩擦を生ぜしめる

ことは當然のことである。しかも歴史の必然は、これらの摩擦にも不拘、經濟再編成への巨歩をおしすすめずにおかない。いま問題とされてゐる轉業の問題も、正にこのやうな經濟再編成過程に生じた摩擦の勞働市場におけるあらはれに他ならない。だから、問題を單に、中小商工業者だけの問題に限定することなく、之を、經濟再編成にともなふ勞働力再編成の問題として全體的機構的な展望の下に把ることが必要であり、その對策としても、從來のやうな、救濟事業的性質のものであつてはならず、機構的變革に即して、何よりも生産力擴充政策に沿ひ、此れを推進する方向に向つて行はなければならないであらう。先般（一五年九月二四日）閣議決定を見た「國土計畫設定要綱」は、産業、交通、動力の綜合的配分計畫と並んで綜合的人口配分計畫を設定し、職能別、地域別人口配分計畫を企圖してゐる。現在の轉業問題も、このやうな、經濟再編成に伴ふ綜合的勞働力再組織計畫の一環としてとりあげられねばならない。

こゝで、ナチス・ドイツの「勞働配置」計畫が想起されるのは自然の順序である。「勞働配置」計畫は、國策的經濟政策的立場から、ドイツ勞働力の綜合的合理的な配分を企圖するものとして、ナチス社會政策のなかにあつて極めて重大な意義をもつてゐる、國・中央職業紹介・失業保險局總裁ジールプ博士は勞働配置計畫を説明して「國策的見地にたつて、勞働者、使用人、即ちドイツ經濟の有する凡ての勞働力を計畫的に統制することである<sup>(1)</sup>」といつてゐる。このやうな「勞働配置」政策は、前後二期に分つて考へることができ、その前期（一九三三—三六）には専ら世界恐慌によつて惹起され、ナチス政權の前にその撲滅の仕事が課し與へられてゐた歴大な失業者に、仕事とパンを與へることが問題とされ、その後期（一九三六年以後）、第二次四箇年計畫の實踐に移されて以後の時期には、軍事的發動に伴ふ戰

時體制への再編成過程に即應して、勞働力不足を克服しつゝ勞働力を再編成する仕事为中心的な課題とされたのであるが、その前後期をつらぬいて、勞働配置計畫が、國の全政治經濟政策との關聯の下に、つよく生産政策的性質を保持されてゐたことは注目すべきである。經濟並びに政治の他の分野においてもさうである如くに、ナチス勞働配置計畫は、勞働力の移動を個人的自由に委ねることなく、専ら國策的經濟政策的見地に立つて之に強度の統制を行ふものである。だから、現在吾々の下に見られる轉業の問題も、そこでは、このやうな「勞働配置」政策の一環として機構的に把へられ、國の生産政策の目的に従屬させられて強力的に解決されやうとしてゐる。

それだから、吾々の主題は、以下において、「勞働配置」政策を中心として展開されるであらう。更に想ふに、上述の如き「勞働配置」政策は第一次世界大戰の苦汁の經驗から學びとられたところが頗る大きいし、此と對比することによつて、ナチス「勞働配置」政策を際立たせることも可能であらうから、先づ前大戰當時の勞働市場政策を以て、吾々の敘述をはじめやうと思ふ。

(1) F. Syrup: Arbeitsensatz u. Arbeitslosenhilfe in Deutschland S. 1.

## 二、第一次世界大戰の教訓

戰爭は勞働市場にどのやうな變化を齎したか。戰爭勃發と同時に、殆んど凡ての生産部門に於いて突如として歴大な失業が惹き起された。當時においては信ずるに足る勞働統計は存しないのであるが、いま勞働組合によつて發表された數字によるならば、その組合成員二百萬のうち、一九一三年平均二・九%、一四年六月二・五%、七月二・九%を示した失業率は、八月、大戰の勃發とともに俄然三・四%に著増した<sup>(2)</sup>。即ち、動員されなかつ

た全労働組合成員の四分の一が突如職場から街頭に投げ出されたのである。これは専ら全経済部門にわたつて、輸出品市場と輸入原料市場に關して、強度の不安定が生じた結果である。このことはドイツ經濟の強い海外依存の傾向から明かであらう。たとへばS・G・ストレーゼマンによるなら、一九一三年にザクセンにおいては、その機械器具工業の輸出額は年生産額の五三%にも上つたのである。纖維工業においては三一%、製紙工業においては二五%、金屬加工工業においては三〇%、土石業においては二七%、化學工業においては二五%、皮革工業においては一〇%、食料工場においては九%、複寫業においては三〇%であつた。<sup>(3)</sup>

つぎに、軍需動員によつて多數の基幹労働力が生産過程から引離されたことが、失業の原因となつた。彼等は生産過程において不可欠のものであり、早急には補充されることができない。その動員によつて生産は阻害され、跛行状態に陥つたのである。W・ゾムバルトは、次のやうに、この間の事情を説明してゐる。「二人の手工業的經營の製靴業者が居る場合は、そのうちの一人が召集されても、いま一人は生産をつゞけることができ。併し、製靴工場から裁斷工と底靴縫工が召集される時は、合縫女工も仕事を休まねばならない。たいへんパドキシカルであるが、戰爭勃發の經濟的結果は斯うである。數百萬の人間が失業の危険にさらされたがその理由は、他ならぬそれだけの數の人間が労働することを停止したからである」<sup>(4)</sup>。このやうな原因によつて、たゞに平和産業ばかりでなく、軍需工業労働者も一時的失業に見舞はれたのであつた。たとへば、金屬工業においては、失業者は七月の二・七%から八月の一四・一%に増加した。<sup>(5)</sup>製鋼業においては、一九一三年に比して一九一四年の生産高は二七%低下し、製鐵業においては、二五%低下した。ライン・ウェストファリア石炭シンジ

ナチス轉業對策について

ケートの販賣高は、七月には全協定高の八八%を示したものが、八月には三三%に低下したのである。<sup>(6)</sup>併しこのやうな初期の失業は、一般的不安感が去り、生産が戰爭の要求にしたがつて編成替えされるとともに漸次に減退し、一五年七月には戰前の状態に回復した。以後戰爭の擴大とともに労働力不足がつよく前面におし出されるに至つたのである。

生産が戰爭の要求にしたがつて再編成される過程は、産業部門によつて異り一方において失業を惹き起すとともに、他方において著しい労働力不足を惹き起した。<sup>(7)</sup>F・バイエルは、だいたい全産業部門を、この點に關して三つに分けてゐる。即ち、労働力を放出したのは専ら、外國市場向商品を生産し、その生産を國內需要に轉換することのできない輸出工業、國內市場の需要を極端に縮小させられた奢侈品工業(貴金屬、寶石製造業)、製紙、皮革、玩具、高級食料品、衣服、木製品工業、絨氈、レースを専ら生産する織物工業など、不要産業部門 *Kriegsunwichtige Industrie* であつた。此等の高級品工業 *Verfeinerte Industrie* は、主として婦人、幼少年の戰爭能力なき労働力を従事せしめてゐたから、戰爭動員による影響は左程大きくはなかつたけれど、需要が著しく減退した結果として、大量の失業を惹起したのである。此等の失業者は、やがて漸次に軍需工業に吸収されて行つた。

直接戰爭遂行のために必要ではないけれど、國內の一定の生活水準を維持するために必要な不急産業 *Kriegsunwichtige Industrie* にとへば旅客業、家内使用人の仕事等においては、その動員と同時に、同程度だけ労働力需要が減退したから、失業者を出すにはいたらなかつた。

軍需工業においては、戰爭の進展とともに労働力需要は益々増大し、労働力不足は耐え難きものになり、上述の不要産業労働力の移入によつて

も、その必要量を充されることなく、従來經濟過程に入つたことのない婦人及び幼少年が、大量に動員させられねばならず、更に戦傷者、捕虜も労働市場にあらはれるにいたつたのである。

一例として鑛山業をあげやう。一九一四年八月既に増大を見せてゐた労働力需要は、一六年冬までは、尙耐え得られる限界の中にあつたが、消耗戦の著しい擴大と、ドイツに於ける軍需資材の貯藏の消盡の結果、國內生産の突如の大擴張が要請され、一六年末ヒンデンブルグ計畫の發令後は、職業紹介所の數字によるときは、求職者八、〇〇〇に對して、求人者四一、〇〇〇に上つた。即ち求人者の二割が補充されたばかりである。<sup>(8)</sup> 建築工業、土石工業、金屬加工業にも同様のことが見られる。

更に、労働力不足が最も耐え難く感ぜられたのは農業である。ドイツ農業は、戦前既に國の工業化に伴ふ農民離村によつて労働力の不足が見られ、この不足労働力は、外國出稼労働者によつて補充されてゐたのである。即ち、大戦勃發の年、その數は四三萬三千にも及んでゐた。戦争の勃發と共に、大量の農業労働力が動員され、更に、都市軍需工業の労働力不足は多數の農業労働力を之に吸収した。とくに農業經營者が多數動員されたことは、農業生産力を著しく減退せしめたのである。もと、頑強にして耐久力ある農業人口は戦争に最も適して居り、ドイツにおいて平時の軍隊は、その最大部分が、農民出身者からなつて居る。兵士のみならず下士官の大部分も農業經營者であつた。プロシア軍國主義とユンカーとの結びつきは、フリードリヒ大王以來普く認められるところである。

一般的統計の缺如してゐるため、農業における労働力不足の状態を、  
 一、二、三の資料からうかがふなら以下の如くである。一九一六年一七年における、三千のバイエルン農業地方町村の調査によるならば、戦前の男子労働

力の七〇・六%が戦争に動員された。<sup>(9)</sup> シュリッテンバウエルは動員された農業労働力を五百萬と推計してゐる。<sup>(10)</sup> 更にとくに農業經營者の不足について、ニュルンベルヒ市の一九一七年七月の調査によれば、戦争に動員された六八の農業經營者の位置は、僅か四だけが、賜暇をえたもの、歸還した者及び捕虜によつて補はれたのみである。<sup>(11)</sup> ザクセン洲の調査によれば、一九一五年二月、百の農民所有地が所有者を失つてゐた。<sup>(12)</sup> 農業會議所の調査によるときは、戦争の三年目に、ウエストファーレン洲において、五・八八五二の經營者及び從屬者が不足してゐた。<sup>(13)</sup>

以上のやうな農業労働力不足は、戦争の全期間にわたつて見られた。之の對策として、上述した不急、不要産業からの失業労働者を、農業に轉業せしめることが行はれたけれど、農業労働は専門的に訓練された労働力を必要とするから、彼等はたゞ補助労働力として用ひられるにすぎず、不足した農業労働力を充分に補充することは出来なかつたのである。農業經營者の不足は殆んど之を補充する方法がない。かうして農業生産は、老人、婦人、子供の肉體消費的な過重労働によつて辛じて維持されねばならなかつたのである。

戦争の労働市場に及ぼしたはげしい影響は以上の如くであつたが、このやうな變動に對して如何なる政策がとられたのであらうか。

大戦勃發のとき、労働市場の唯一の規制者と見做される職業紹介所は統一的組織を全く缺いてゐた。即ち、個人的營利的周旋業者、資本家團體の職業紹介、労働組合の職業紹介、この兩者の協調による同權的職業紹介、使用人組合の職業紹介、手工業者組合の職業紹介、農業會議所の職業紹介等専ら特定團體の利益を目的とする職業紹介及び慈善團體の公益的職業紹介と並んで、市町村による公共的職業紹介所が、相互に對立し、全く

連絡を缺いて並存してゐた。統制機關としては、職業紹介聯盟 *Arbeitsna chweisverband* 獨逸職業紹介所協會 *Verband deutscher Arbeitsnachweise* が存在してゐたけれど、此等は何れもたんに公共的職業紹介のみを、しかもその一部分を統制するものにすぎなかつたのである。残餘のものは全く、計畫的な統制に服することなく相互に對立してゐた。とくに労働組合の職業紹介所と資本家團體のそれとは、専ら政治的闘争手段として利用され、相互に對立抗争をつゞけてゐた。<sup>(14)</sup>

このやうな職業紹介制度の無政府状態にもなつて、その活動範圍も極めて制限されたものであつた。全就職者の半數が、職業紹介所の手を通じて就職したのにすぎず、<sup>(15)</sup> 紹介所の仕事も、たんに求職者に對して個人的忠告を與へ、個人的に指導し、要求を發してゐたにすぎない。「このやうな職業紹介の分裂と、地域的範圍の狹隘と、全求職者に對する影響力の過小のために、おそらくはこれらの施設の唯一のものも、必要な場合に、ドイツにおける労働配置に全體的展望をあたへることができなかつた。いわんや、労働配置の統一的指導においておや」とバイエルは記してゐるのである。<sup>(16)</sup>

戦争勃發の時、職業紹介所の活動はきはめて不充分であつた。たとへば、労働組合の失業者統計は、前月の十倍を示したけれど、紹介所の求職者統計は僅か二倍を示したにとゞまる。即ち、七月の二四、五〇〇に比して、八月には五三、五〇〇に増加したにすぎない。しかもこの求職者のうち僅かに二〇〇、〇〇〇だけが、就職せしめられたのである。<sup>(17)</sup>

しかしながら、労働市場政策に對して致命的であつたことは、當時、戦争經濟下における轉業の意義、その機構的な性質が充分に認識されてゐなかつたことである。戦争初期の失業に對しても、その對策は著しく

慈善事業的救濟的な色彩のものであり、應召兵士の家族、戦傷者、遺族に對する救濟事業の範圍で、之とやらんで行はれたにすぎない。<sup>(18)</sup> バイエルは、G・シモンズ (*Die Erwerbslosenfürsorge während des Krieges*) と S・ポットホフ (*Krieg und Sozialismus*) に参照を求めながら、次のやうに語つてゐる。「求職者を労働過程に追ひ込んだ唯一の強力手段は、戦争とそれから生じた失業による個人的困窮状態である。そして、逆にこの窮状こそが、職業紹介所をして急速な行動に移らせた主要な推進機である。即ち紹介所は、國及び市町村と手を携へて先づ失業の救済にすまねばならなかつたのである」<sup>(19)</sup> 職業紹介所は、此等の失業者を、一時的救濟的な緊急労働に移したり、失業纖維労働者を農業に轉業せしめたりした。失業對策は、國の生産力擴充の方向に沿つて計畫的生產政策的に解決されることがなかつたのである。

併し、戦争の進展とともに著しくなりはじめた労働力の不足は、漸く労働市場の計畫的統制を促した。それは先づ職業紹介制度の統一的形成といふ方向をとつた。<sup>(20)</sup> 即ち、一四年八月、從來對立状態のまゝに放置されてゐた各種の職業紹介所の協働を可能にするために、國中央職業紹介局 *Reichszentrale der Arbeitsnachweise* が設立され、労働市場通信 *Arbeitsmarkt-Anzeiger* が週二回統計局によつて發行された。更に一六年六月、洲中央官廳に對して、市町村に各一つの職業紹介所を設立すべき義務があたへられた。このやうにして、職業紹介組織は漸次統一され來つたのであるが、その眞に効果的な變革は、漸く一六年二月五日の祖國補助奉仕法により、軍事當局のイニシアティブの下に行はれたのである。即ち戦時局 *Kriegsamt* の指導下に、各洲の職業紹介所聯盟に、中央案内所 *Zentralauskunftsstelle* が設けられ、公共的職業紹介所のみならず、洲内の凡ての職

業紹介所を統一した。更に、公共的職業紹介所内に補助奉仕通報所 *Dienststellenstellen* 及びとくに婦人のための案内所 *Frauenstellenstellen* が設けられた。各職業紹介所は、充されない求職と求人とを、四八時間以内に補助奉仕通報所に報告し、通報所は管内の紹介所の報告にもとづいて、管内の均衡を求め、これによつても充されないものを更に中央案内所に報告するのである。このやうにして労働需給の均衡化の仕事は全国的に統一された如くであつた。

補助奉仕法は、一七歳から六〇歳までの凡ての男子を、補助奉仕労働に義務づけたのである。補助奉仕労働としては、官廳、病院、各種の戦争經濟組織並びに戦争遂行と食料供給のために直接・間接に重要性を有する經營における労働があげられるが、何よりも先づ、補助奉仕法は、労働力不足に悩んでゐた農業及び軍需工業に労働力を確保するために専ら行はれたのである。このやうな國民労働總動員計畫を故障なく遂行するために、以上のやうな職業紹介組織は整備されねばならなかつたのであつた。

労働組合側の、軍當局及び聯邦參議院に對する激しい議會闘争の後漸く成立した祖國補助奉仕法は多くの缺陷をもつてゐる。<sup>(21)</sup>

第一、それは婦人を包含してゐない。一七歳といふ最低限も高きに失するであつたらう。更に労働力の移動に應ずるための旅費、労働のための準備品の支給、残された家族に對する扶助料の支給などは統制されてゐなかつたし、轉業のための職業輔導、職業再教育施設も整備されてはゐなかつた。一番大切なことは、この法律の前提となるべき、統一的な労働配置官廳が存在してゐなかつたことである。これが、大戦における労働配置政策の決定的弱點をなしてゐたのである。したがつて、漸く補助奉仕法が效力を發生したときは、既に、大部分の労働力は、高賃銀を追つて軍需工業へ

の移動を完了して居り、法律に規定するやうな補助奉仕についてゐたのであつた。

- (2) a. a. O. SS. 40—41
- (3) F. Beyer: Der Arbeitseinsatz in der Wehrwirtschaft S. 30
- (4) W. Sombart: Die Volkswirtschaftslehre u. der Krieg F. Beyer より再引用
- (5) F. Syrup: a. a. O. S. 41
- (6) F. Beyer: a. a. O. S. 31
- (7) F. Beyer: a. a. O. S. 35—41
- (8) F. Beyer: a. a. O. S. 38
- (9) F. Beyer: a. a. O. S. 42
- (10) F. Beyer: a. a. O. S. 43
- (11) (2) F. Beyer: a. a. O. S. 44—45
- (14) 以上の敘述は、主として F. Syrup、前掲書及び F. Beyer、前掲書並びに W. Lins *Arbeitsmarkt u. Arbeitsnachweise (Handwörterbuch der staatswissenschaften)* による。
- (15) F. Beyer: a. a. O. S. 52.
- (16) F. Beyer: a. a. O. S. 51.
- (17) F. Beyer: a. a. O. S. 59.
- (18) F. Syrup: a. a. O. S. 42.
- (19) F. Beyer: a. a. O. S. 61.
- (20) 以下の敘述は、同じく F. Beyer, F. Syrup, W. Lins による。
- (21) 以下 F. Syrup, a. a. O. S. 39—5. 40.

### 三、ナチス・ドイツの労働配置計畫

四箇年計畫代行者ゲーリング元帥は、一九三八年黨大會の演説のなかで、「労働配置と労働業績とを統制することは、現在においては極めて困難である。併しそれは四箇年計畫の中軸をなす問題である。」といつてゐる。ナチス・ドイツの労働配置計畫は、このやうにして、國の全政治的・經

濟的計畫の重要な一楔機として把握され、經濟の戰時體制への編成替へに應じて、勞働力を計畫的に再編成することを目的としてゐるのである。そして、このやうな計畫的な勞働配置を遂行するためには、強力な中央機關を必要とするのであるが、國・中央勞働紹介・失業保險局が専ら、その任に當つた。國・中央勞働紹介・失業保險局は、ナチス政權の確立前、一九二七年七月十六日の職業紹介並に失業保險法 (Gesetz über die Arbeitsvermittlung und die Arbeitslosenversicherung) により、勞働配置並に失業救済のための中央官廳として設立されたもので、大戰後の勞働配置政策の總結果と考へられる。いまこゝに簡単に、大戰後の職業紹介制度の變遷を一べつするならば次の如くである。<sup>(22)</sup>

戰爭の終了、補助奉仕法の廢止とともに戰時局下の中央案内所と補助奉仕通報所とは廢止された。勞働配置の仕事は、先づ復員省の Demobilisationsamt の手に移され、復員省の命令 (一九一八年十二月九日) によつて洲中央官廳に公共的職業紹介所を設立すべき義務が課し與へられ、かうして職業紹介所の經營は統一された。復員の完了とともに、勞働配置の仕事は勞働省に移された。洲中央官廳に委ねられた勞働配置組織が不充分であつたために、勞働省は、職業紹介法 (一九二二年七月二十二日) Arbeitsnachweisgesetz によつて、勞働配置に關する特別の中央官廳を設立した。職業紹介局 Reichsämter für Arbeitsvermittlung がこれである。國職業紹介局は、下部組織として二の洲職業紹介局 Landesämter für Arbeitsvermittlung と八八九の職業紹介局 Arbeitsnachweisämter をもつてゐる。しかし、理論的に大きな進歩を示したこの組織も、實踐的には中途半端なものであつた。何者、一職業紹介局の管轄區域が狭きに失して、充分に需給の均衡化をはかることができない。更に紹介局長は、行政的には洲中央官廳に、勞

働配置事務に關しては洲職業紹介局に屬して、政治的權限と事務的責任とが分離してゐた。

國・中央職業紹介・失業保險局は、この國職業紹介局の組織を發展し、強化したものである。それは、下部組織として、全國を二三の經濟區域に分ち、之に夫々一三の洲勞働局 Landesarbeitsämter が配置され、その下に全國三六〇の勞働局 Arbeitsämter が存在した。洲勞働局の管轄區域は、政治的行政區域とは一致せず、地方の經濟構造の多様性により、勞働配置にとつて、區域内だけで勞働力需給の均衡化を可能ならしめられるやうに區分されたのである。たとへば、専ら、石炭業、鐵鑛業に支配されてゐるルール地方、ベルリン、ハムブルグには、洲勞働局を作ることが拒けられてゐた。

政權獲得後、ナチスは、この組織を繼承し、勞働配置政策の領域における全權を、國中央局に一任したのである。更にナチスの勞働配置の領域における法律、命令は二つの特色をもつてゐる。先づ、法律による個人的自由の制限がきはめて強度のものであること、次に、國政府は單に少數の基本的な法律を發するだけで、この法律の施行は、全く國中央局に委ねられて居り、従つて、施行令は現實に適應した屈伸性あるものになつて居ること。このやうにして、ナチス・ドイツの勞働配置計畫は、制度的に整備され、このやうな整備された制度の上になつてはじめて廣汎な、きはめて立ち入つた勞働配置政策が遂行されることができたのである。

序説においても觸れておいたやうに、ナチス勞働配置政策は、一九三六年九月の第二次四箇年計畫を境としてこれを前後二期に分つことが出来る。フランツ・ゼルデの言葉を用ひるならば、<sup>(23)</sup> 前期は専ら「勞働創出」を目的とし、後期は専ら「勞働者創出」を目的としたのである。ジールップは

此れを四つの段階に分けた。<sup>(24)</sup> 即ち第一段階とは、一九三三年、大衆的失業に對する一般的闘争の時期、第二段階とは、三四年及び三五年、失業者の配置を再統制した時期、第三段階は、三六年及び三七年、労働力不足と労働配置上の自然的動搖の統制に當てられ、第四段階は、一九三八年以後の、特殊な國策上重要性を有する事業のための労働力需要確保にあてられた時期である。この第一及び第二段階が、ゼルデの前期に、第三及び第四段階が、その後期に當るのである。即ち前期においては、ナチス政府が承継した七百萬の失業者を労働位置につけることが労働配置の目標とされ、後期は即ち、第二次四箇年計畫の實施とともに開始された。一般的義務兵役制及び西部要塞建設のための奉仕労働に龐大な労働力を動員せしめられたにも拘、戦時體制への國經濟の編成替えによつて、ドイツ經濟は、軍需工業労働力の需要を夥しく増大したのである。従つて、とくに金屬、建築専門労働力及び農業労働力の不足は著しく、労働配置政策は、こゝでは専ら新しい、かつて労働過程に入つたことのない労働力を新たに動員することを重要な目標としてゐた。「労働創出」は正に「労働者の創出」に轉化したといへる。

戦争經濟における轉業の問題を、労働配置の視點から問題とする吾々にとつて、焦點は専ら、後期におかれねばならないけれど、この前期においても既に、その失業對策としての労働配置計畫が、國の生産政策の目的にしたがつた方向に解決され、後期における軍需生産力擴充への地盤を平かならしめつゝあつたことが注目されねばならない。

すなはち、その失業撲滅策について見ても、それは從來のやうな失業扶助の消極的社會事業的性格をすてて、積極的、生産的方向にむけられてゐた。第一次及び第二次失業緩和法は、十億マルクを限度とする労働國庫

證券を基礎として、河川治水工事、土木工事、建築工事を振興し、これへの失業者の吸収を策したのであつた。この所謂「ラインハルト計畫」によつて失業は三百萬に低下したといはれる。

第二段階においては、第一段階の成果が批判され、その成果の地方的、職業的、年齢的偏倚が修正されたのであるが、こゝでは専ら、農業生産力確保に、全努力が集中されてゐたことを忘れてはならない。たとへば、「労働配置規制法」(Gesetz zur Regelung des Arbeitseinsatzes) (一九三四年五月十五日)は、失業多き地方へ労働者、使用人として移住する者に對して、中央局の許可を必要ならしめ、中央局はこの命令にもとづいて、ベルリン、ハムブルグ、ブレーメン、ザール地方への移住を制限したのであるが、これが大都市失業防止策としての一面を持つと同時に、ゼルデも語る如くに、<sup>(25)</sup> 農業労働力の培養・農業生産力の維持をもねらつてゐることを忘れてはならない。更に、本法は積極的に、この法律にもとづく訓令の效力發生の日或は之に先立つ三箇年間に農業に従事した者が、農業以外の労働のために農業以外の經營に就業する場合、中央局の認可を要することを併せて規定することによつて、農業から軍需工業への轉業を制限することを企圖してゐる。

次に「労働力配分に關する命令」(一九三四年八月十日) Verordnung zur Verteilung der Arbeitskräfte と同施行令(八月二十八日)は失業の年齢的な不均衡を是正するために、老年の失業者と青年の就業者との労働位置交換を行はんとするものであるが、労働位置を交換した一八歳から二五歳までの青年労働力を農業に轉業せしめることによつて、同時に農業労働力確保を意図したものと考へられる。<sup>(26)</sup>

更に農業労働力確保のためには、積極的に都市失業者のための農村小住



宅の建築が奨励され、農業經營者が、都市失業者を雇傭するために小住宅を建設するときは、六箇年の間年額三〇〇マルクの補助金を與へられ、都市失業者の農業への雇傭にさいして、必要な場合は、旅費、家具の運搬費、作業服のための費用を補助することなどが行はれた。農村補助制 Landhilfe も、都市失業者青年を六箇月の期間をかぎり農家に宿泊して農業労働の補助をなさしめる制度であり、積極的に農業労働力の確保を企圖したものに他ならないのである。

こゝで簡単に、ナチス労働配置政策前期の成果をあげておかう。失業者數及び就業者數以下の如くである。<sup>(27)</sup>

	失業者數(單位萬)	就業者數(單位萬)
三三年一月	六〇・一・四	一一四八・七
五月	五〇・三・九	一三一八・〇
九月	三八四・九	一三九二・一
三四年一月	三七七・三	一三五一・八
五月	二五二・九	一五五六・〇
九月	二二八・二	一五六二・一
三五年一月	二九七・四	一四四〇・九
五月	二〇一・九	一六三八・六
九月	一七一・四	一六六三・四

先にも述べたやうに、ナチス労働配置政策は、一九三六年九月、第二次四箇年計畫とともに、労働力不足、とくに熟練労働力不足に對する對策に集中されてゐる。この時期を、ジールップは更に二段階に分けてゐるが、

夫々の段階を特徴づけるものは、四箇年計畫代行者ゲーリングの労働配置に關する三六年十一月七日の訓令及び、三八年七月二十二日の「國策上重要事業労働力確保令」Verordnung zur Sicherstellung des Kräftebedarfs für

Aufgaben von besonderer Staatspolitischer Bedeutung 並に三九年二月十三日の第二次の「國策上重要事業労働力確保令」である。

金屬及び建築熟練労働力への需要は、第二次四ヶ年計畫の進展に伴ひ、いよゝ増大し、労働力不足はこの領域においていよゝ耐え難いものとなつた。四箇年計畫代行者ゲーリングの十一月七日の労働配置に關する訓令は六つの訓令からなつてをり、「金屬労働者訓令」<sup>(28)</sup>と稱せられてゐるやうに、専ら建築及び金屬労働力の確保を目的としてゐる。<sup>(29)</sup>即ち第一の訓令は、専門労働者に對する増加した需要を確保せんとするもので、一切の經營に對して、その經營に就業する専門労働者の數に應じて徒弟を養成すべき義務をあたへるものである。第二の訓令は、金屬労働者の需要を確保するために、金屬労働者を雇傭する場合、經營は労働局の許可を必要とするのであるが、右の許可は、國策上又は經濟政策上重要性ありとみとめられるものに限つてあたへられた。第三の訓令は金屬労働者及び建築労働者の強制的復職に關するもので、金屬労働者及び建築労働者が、彼に不適當な労働に従事する場合、經營主はこれを労働局に申告する義務があり、労働局は、企業家及び労働者の雙方と協議の上彼に適當した専門労働に轉業せしめるのである。第四の訓令は建築材料と建築労働者の確保を、第五の訓令は老年使用人の就業を、第六の訓令は建築、金屬労働者の標語廣告の禁止を夫々規定してゐるのである。こゝに一九三六、七、八年の失業者及び就業者數をあげる。<sup>(30)</sup>

	失業者數	就業者數(單位萬)
三六年一月	二五二・〇四九九	一六一八・七
五月	一四九・一二三五	一七九四・六
九月	一〇三・五二三七	一八三六・四

三七年一月	一八五・三四六〇	一七二六・九
五月	七七・六三二一	一九二・三三
九月	四六・九〇五三	一九六二・三
三八年一月	一〇五・一七四五	一八七三・六
五月	三三・八三五五	二〇四〇・九
九月	一五・六〇〇	

上表から明かなやうに、三八年夏季の失業者は三〇萬にすぎず、九月に入ると更に低下して一五・六萬になつた。しかも、そのうち一・一九萬はたんに調査の日に職場を變更したものにすぎず、四・四六萬は配置能力はあるが、轉換能力をもたぬものであり、完全に配置能力なき失業者は、七・九萬にすぎなかつた。<sup>(31)</sup>つまり、労働力の給源は失業者の中では殆んど見出すことができない。あたかもこのとき、一般的義務兵役制の採用と西部要塞建設のための労働奉仕制の實施により、龐大な労働力が生産過程から引き離されねばならなかつたのである。

こゝで女子非勤勞婦人が、大量に、農業、都市家内仕事、病人看護に動員されねばならなかつた。「婦人義務年」制 *Weiliches Pflichtjahr* (一九三八年二月十五日) が之を規定した。<sup>(32)</sup>中央局總裁の施行令によるときは、一九三八年四月一日までに工業婦人労働者或は婦人使用人として就業してゐない獨身婦人は、農業或は家庭經濟に少くとも一年の労働の經驗をへるか或は、保健事業、救濟事業に助手として二年の正規の労働の經驗をもつに非されば、公私經營の雇傭をゆるされないのである。

次に同じくこの時期の労働力不足に對する對策として、實際上の意義ははるかに小さいけれど原則的な點で同様に注目すべきは、四箇年計畫遂行のための行商の制限に關する命令である。<sup>(33)</sup>(一九三七年十二月一日)。この命令によるときは行商業は労働局の認可を要し、國策又は經濟政策がより

合目的な労働力の利用を必要とするときは禁止されるのである。

更に、この時期に入つてはじめて手工業者と小賣商の整理と轉業が、専ら、軍需工業労働力供出のために、促進されはじめた。かくして彼等、獨立營業者の労働力までもが軍需工業に動員されるにいたつたのである。小賣商の整理は、國經濟大臣の命令並びに施行令によつて(一九三九年二月十六日)行はれた。<sup>(34)</sup>即ち、それは、不健全な小賣商を整理して、殘存小賣商の収益を改善し、小賣商の健全化をはかると同時に、軍需工業へとその労働力を動員するものであつて、整理さるべき商店は、經營主が一九三七年以來、少くとも三箇月失業扶助をうけたもの、營業税或は収益税を免除されてゐるものにして、當人が労働配置に適性を示すものであることが條件とされてゐる。轉業にさいしては、國中央局によつて豫め職業教育が行はれ、適當な職場が労働局によつて指定されてから轉職が行はれるのである。

手工業者の整理も、同じく國經濟大臣の命令及び施行令(一九三九年二月二十二日)にもとづき、手工業會議所の手によつて行はれる。<sup>(35)</sup>手工業會議所は、獨立經營に必要な條件を缺く業者があるとき、更にまた國民經濟にとりて必要ならずとみとめられるとき、之を軍需工業に強制的に轉業せしめるのであるが、施行令は、パン焼業、肉屋、美容術師、理髮業、靴製造業をとくに過多なりと規定してゐる。轉業は、小賣商の場合と同じく、中央局の下で、一定期間、職業教育をうけた後に行はれるのであるが、この期間は中央局によつて生計が保證されるのである。

このやうな、轉業者に對する職業輔導のために、國職業紹介・失業保險局は、一九三六年、三七年に三一八七回の職業輔導訓練を行ひ、一六〇〇〇〇の轉業者がこれに参加してゐる。<sup>(36)</sup>これらは主として、金屬労働力及び鑛

山労働力、農業とくに女子農業労働力として用ひられたのであるが、この参加者数の龐大は、當時労働豫備軍が既に枯渇し、新しい労働力が専ら、新しい労働過程にはじめて入り来たものによつて補充されざるを得なかつたという緊迫した事態を明示してゐる。更にまた、轉業のための場所的な移動を容易ならしめるために、一九三八年三月二十二日、國中央局總裁の労働雇傭促進のための要綱 *Richtlinien zur Förderung der Arbeitsaufnahme* は、從來失業扶助受給者にかぎられてゐた轉業者への扶助を非扶助者にも及ぼし、給付の擴大をも行つてゐる。この要綱にしたがふときは、

労働局による給付として、旅費、移轉費、團體旅行の附添費家庭から離れた場所に就業するときの、分離補助費 *Trennungshilfe*、轉業せる労働者が最初の労賃をうけるまでの補助費 *Überbrückungshilfe*、更にまた農業労働者家族に對する家畜、種苗、農具があたへられる。作業服、作業道具の支給も行はれたのであつた。<sup>(37)</sup>

以上の如き、婦人、小賣、行商、手工業の労働力の動員にも不拘、多數の事業が労働力不足のために或は延期され、或は中止された。とくに労働力不足は國策上重要事業において著しく、國防政策にも故障を來すにいたつた。こゝで應急の措置として、四箇年計畫代行者によつて一九三八年七月二十二日「國策上重要事業労働力確保令」が發せられたのであつた。その内容は次の如くである。<sup>(38)</sup>

ドイツ國民は、國中央職業紹介・失業保險局總裁の命令によつて、一定期間、指定された労働位置において奉仕労働をなす義務、或は一定の職業教育をうける義務をうける。義務労働或は職業教育にある者は、その期間中經營及び官廳から賜暇をあたへられる。労働義務者は賜暇の間はもとの經營或は官廳に對して報酬を要求しえない。そして義務労働期間は、從來

の經營或は官廳における就業期間とみなされる。更に新労働及び教育關係には、一般的社會保險に關する法規が適用され、この關係は、國中央局總裁の許可によつてのみ解除されるのである。

この命令によつて、特に重要な遷延をゆるさない國策的な課題が遂行された。西部要塞建設の仕事だけでも、軍隊及び労働奉仕者の他に四〇萬の労働力を要求したのである。

しかるに、一九三八年の労働義務令の經驗は、この命令を、新しい命令に下屬せしめることを要求した。新命令は四箇年計畫代行者によつて、一九三九年二月十三日に發令されたのである。新命令によつて擴張された點は次の如くである。

先づ時間的に制限された義務が原則とされてゐる他に、同時に無制限期間の義務制が新たに採用されてゐる。仕事の繼續期間が最初から見透し困難であるか、或は特に長期にわたる事業、或は労働力の編成替へが技術的に特に困難を伴ふ事業の労働位置に對して無制限義務制が適用されるのであるが、このやうな義務労働には、先づ獨身者が徵用されねばならない。結婚せる労働者をこの義務労働に徵用するときは、その家族の住宅が支給されねばならないのである。

次に從來個人々々に對してあたへられた労働義務が、一括して一國の労働者にもあたへられるに到つたことが注目されるべきである。例へば新たな鑛山、工場、炭坑の操業を開始するとき、同種の鑛山、炭坑、工場はその從屬者團の一部を一團として之に移讓する義務をうけ、移讓された労働者團が、新經營の基幹労働力を形成するに到るのである。更に新命令は、義務労働者が、止むを得ずして家族と離れて生活することを強制される場合、申告によつて家族の生活を確保するために、労働官廳から扶助をうけ

ることを定めてゐる。

第三の最も重要な擴張は、轉業の制限である。義務勞働關係は、勞働官廳の許可なくしては解消されない。之に比して同様の國策上重要な經營に従事してゐる勞働者でも、それが義務勞働でない場合は、自由にその勞働關係を解消することが出來たのである。このやうであるときは、國策上重要な經營に對して、義務勞働令によりて、勞働義務者が供出される場合でも、從來の、義務勞働者以外の勞働者が自由にその勞働關係を解消することによりて、勞働力不足を惹起するであらう。それ故、國策上重要な遷延をゆるさぬ事業においては、從來からの勞働力といへども、その職場を去ることを許さないのである。更に、不健全な勞働位置の變更は、生産を阻害し、經營と從屬者團との間及び從屬者團間において協働感情を破壊するから、國策上重要な事業においてはとくに轉業を取締ることが必要であるとされた。以上のやうな轉業制限は、國勞働大臣が、特別の國策的理由から轉業の制限を必要なりと思惟する一定の經濟部門、一定の經營に對して、勞働大臣によりて命ぜられるのである。だいたい農業、鑛山業、製鐵金屬工業、化學工業、建築材工業、建築業に適用されてゐる。

以上の「國策上重要事業勞働力確保令」は、ナチス勞働配置政策の中軸を形成するものであり、一九三九年九月から、本格的な戰時經濟體制に移行するに際しても、勞働配置政策の分割においては、たゞ若干の補強工作が之に加へられたにすぎなかつたのである。<sup>39)</sup>

22 以下同様に F. Beyer, F. Syrup 以下。

23 F. Seldte, a. a. O. S. 54.

24 F. Syrup, Die Klappen des Arbeitseinsatzes (Soziale Praxis 1939, 1. 1.)

- 25 F. Seldte a. a. O. S. 56.
- 26 F. Seldte a. a. O. S. 57.
- 27 F. Syrup : Arbeitseinsatz u. Arbeitsschlie in Deutschland S. 86. S. 87.
- 28 F. Seldte a. a. O. S. 57.
- 29 以下の敘述は菊池春雄、ナチス勞務部員體制研究 31頁以下による。
- 30 菊池春雄、前掲書 91頁。
- 31 F. Seldte, a. a. O. S. 63.
- 32 F. Seldte a. a. O. S. 69.
- 33 F. Seldte, a. a. O. S. 69.
- 34 Soziale Praxis 1939, 4. 1.
- 35 Soziale Praxis, 1939, 3. 15.
- 36 F. Seldte, a. a. O. S. 72.
- 37 F. Seldte a. a. O. S. 72.
- 38 F. Syrup : Die neue Dienstpflichtsverordnung (Soziale Praxis 1939, 3. 1.)
- 39 菊池春雄、前掲書 1頁。

## ナチス民族人口政策摘要(一)

本 多 龍 雄

### 目 次

- 其の一 所謂アリアン立法、特にユダヤ人排斥
- 其の二 國民優生政策、民族逆淘汰への挑戦
- 其の三 母子保護政策、特にナチス國民厚生團の活動(以上本號)
- 其の四 婚姻及び出産獎勵政策
- 其の五 多子家族保護政策
- 其の六 家族手當制度